

要望工事の手引き

羽島市建設部土木監理課

H26.2.27 改定

H31.4.1 改定

R3.4.1 改定

目 次

1	要望工事について.....	2
	(1) 要望の種類	2
	(2) その他の要望.....	3
	(3) 要望工事までの流れ.....	3
	(4) 要望工事実施箇所検討会.....	4
2	要望書について.....	5
	(1) 提出方法	5
	(2) 提出期限	5
	(3) 要望書等の有効期限.....	5
	(4) 要望の優先順位.....	6
	(5) 要望内容の検討.....	6
	(6) 要望の回答	6
3	施工実施基準（工事）.....	8
	(1) 道路拡幅	8
	(2) 路面排水側溝.....	10
	(3) 舗装	11
	(4) 法面擁壁	12
	(5) 用排水路の暗渠化.....	12
4	交通安全施設の設置基準.....	13
	(1) 街路灯の設置.....	13
	(2) カーブミラーの設置.....	13
	(3) 防護柵の設置.....	14
5	側溝清掃	15
	(1) 実施基準	15
6	問い合わせ先	16
7	その他	16

1 要望工事について

(1) 要望の種類

建設部土木監理課で取り扱う要望は、①工事、②交通安全施設及び③側溝清掃となります。内容の詳細は後述のとおりです。

①工事

- i 道路 拡 幅 : 用地買収を伴う道路の拡幅工事に対する要望
- ii 路面排水側溝 : 側溝を新たに設置する工事の要望
- iii 舗 装 : 砕石等の未舗装状態の道路を舗装する工事の要望
- iv 法 面 擁 壁 : 田等の法面を擁壁等で立上げる工事の要望
- v 用排水路の暗渠化 : 既設の平面水路を側溝や暗渠化する工事の要望

※ 舗装や側溝など、すでに整備されている施設が、経年劣化等により広範囲に破損して、その機能が十分に果たされなくなった場合の修繕工事

②交通安全施設

- i 交通安全施設 : 街路灯、カーブミラーおよび防護柵の交通安全施設を設置する工事

※ 交通安全施設としてその機能を十分に果たさなくなり、安全上危険な状態である場合の修繕工事

③側溝清掃

- i 側溝の規格が大きく、自治会で対応するのが困難な側溝の清掃

※ 実施基準に適合する必要があります。大変申し訳ありませんが、実施基準に適合しない側溝は、自治会で清掃をお願いいたします。

(2) その他の要望

前述の①～③に該当しない要望は、内容によって担当課が土木監理課以外になることがあります。お手数ですが、そのような要望がある場合は、事前に土木監理課か担当と思われる課へお問い合わせください。

例：消火栓設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・消防本部
農地沿いの水路改修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・農政課
防犯灯・速度規制等の公安委員会関係・・・・・・・・生活交通安全課
公園関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・都市計画課

(3) 要望工事までの流れ

要望に対して工事を実施するまでの概ねの流れは次のとおりとなります。

なお、状況によって前後することもありますので、あくまで目安としてください。

① 自治委員へ要望書等の様式配付・受付期間：

12月上旬～2月初旬まで

↓

② 要望箇所の確認：受付開始日～4月中旬

↓

③ 要望工事実施箇所検討会：4月下旬

↓

④ 自治委員へ検討結果報告：5月中旬

↓

⑤ 整備実施箇所の工事発注：5月下旬～

↓

⑥ 整備実施箇所の工事完了：3月中旬

(4) 要望工事実施箇所検討会

要望していただいた内容は、市職員で構成する『要望工事実施箇所検討会』に諮り、工事を実施する箇所等を決定いたします。

2 要望書について

(1) 提出方法

要望書の様式等は 12 月上旬頃に配付しますので、お手元に届きましたら 2 月初旬までに提出してください。

自治会から工事等の要望は規定の様式により提出してください。

要望の様式は、工事要望書、交通安全施設要望書及び側溝清掃要望書の 3 種類となります。

要望内容によって様式が異なりますので、ご注意ください。

※用地買収を伴う拡幅工事要望については、お手数ですが要望書を提出する前に土木監理課に相談してください。

(2) 提出期限

要望は、提出期限までに提出してください。

提出期限を過ぎて提出された要望書等についても受付はいたしますが、予算上の関係で期限内に提出された要望書から当該年度での実施の有無を検討いたします。

(3) 要望書等の有効期限

工事要望書及び交通安全施設要望書及び側溝清掃要望書は、原則単年度のみ有効とし、要望された年度に工事等が実施されない場合は、次年度、新たな要望と併せて自治会内で検討していただき、再度要望していただくこととなります。

なお、再度要望される場合、後述の工事等実施基準に照らし合わせ、基準を満たさない要望については、内容を再検討していただき、基準を満たす内容にして要望してください。

(4) 要望の優先順位

工事要望書は、自治会内で優先順位を付けてください。

ただし、優先順位を付けていただいた要望を必ず実施するわけではありません。後述に明記された各施設に関する工事等実施基準に照らし合わせ、基準に適合した要望で優先順位の高いものから実施いたします。

ただし、予算内での対応となります。できる限り自治会からの要望に対応したいと考えておりますことから、工事等の内容により予算規模が大きいものなどは、複数年度の対応となる場合や、優先順位の変更等の調整をさせていただくことがあります。

また、複数年度の対応となった場合でも、要望は単年度扱いとし、継続の場合は次年度以降、自治会で他の要望と併せて優先順位を再検討していただき、お手数ですが要望書を提出してください。

(5) 要望内容の検討

提出期限内に提出された要望書は、後述に明記された各施設の工事等実施基準に照らし合わせ、その結果を『要望工事実施箇所検討会』で報告し、実施箇所の決定を行います。

したがって、特別な理由や緊急性の高い場合を除き、『要望工事実施箇所検討会』で実施が決定されたものを優先的に整備することとなります。

(6) 要望の回答

『要望工事実施箇所検討会』で検討された結果は、文書により自治会員様に通知いたします。

通知された結果を確認していただき、関係地権者様及び地域住民の方々に報告をお願いいたします。

自治会内で十分に検討された要望に対し、ご納得いただけない結果となる場合があると思いますが、公平性を保つために後述に明記された各施設の工事等実施基準を設け検討した結果となりますので、ご理解をお願いいたします。

また、設置基準を満たした要望であっても、予算内での対応となりますので、実施できない場合がありますので、ご了承ください。

修繕箇所につきましては、当該年度に実施した結果を次年度の要望書等の各様式の配付時に併せて通知いたします。

3 施工実施基準（工事）

(1) 道路拡幅

《注意》

道路拡幅を要望される場合は、事前に土木監理課にご相談ください。
相談時に後述の基準等に適合しているかを確認いたします。

①市街化区域の場合

市街化区域の道路拡幅工事を行う場合は、原則として幅員 6m 以上が確保できる場合について実施します。

ただし、改良後の幅員が 6m 以上確保できない場合は、用地について関係地権者から無償で寄附する旨の申出があるものに限り（ただし、最低幅員 4m 以上になること）ます。

また、後述の i ～ iii のいずれかに当てはまることが前提条件となります。

なお、原則として農地に接する箇所の道路拡幅構造は、側溝等の構造物は設置せず法面仕上げとします。

- i 県道、1 級 2 級の幹線市道及び 6m 以上の市道を結ぶ道路。
- ii 25 戸以上の集落と駅、バス停留所、教育施設、医療施設、官公庁施設等を結ぶ道路。
- iii 25 戸以上の集落と県道、1 級 2 級の幹線市道、6m 以上の市道を結ぶ道路。

②市街化調整区域の場合

市街化調整区域の道路拡幅工事を行う場合は、原則として幅員 6m 以上が確保できる場合について実施します。

ただし、改良後の幅員が 6m 以上確保できない場合は、用地について関係地権者から無償で寄附する旨の申出があるものに限り（ただし、最

低幅員 5m以上となること) ます。

また、後述の i ~ iii のいずれかに当てはまることが前提条件となります。

なお、原則として農地に接する箇所の道路拡幅構造は、側溝等の構造物は設置せず法面仕上げとします。

- i 25 戸以上の集落と駅、バス停留所、教育施設、医療施設、官公庁施設、工場、ほ場等を結ぶ道路。
- ii 25 戸以上の集落と県道、1 級 2 級の幹線市道を結ぶ道路。
- iii 道路拡幅箇所は、他の 6m 以上の道路と 200m 以上離れていることとする。

③工事承諾書（市街化区域・市街化調整区域・地区計画区域 共通）

実施基準に適合し、事業化することが概ね決定しましたら、関係地権者様の承諾書を提出していただきます。

関係地権者様全員の承諾が得られない場合は、事業を実施することができませんので、ご理解願います。

④補償（市街化区域・市街化調整区域・地区計画区域 共通）

建物、工作物等の補償は、原則行いません。

ただし、簡易な物件（ブロック塀、生垣、車庫等）については、状況に応じて検討いたします。

⑤用地取得（市街化区域・市街化調整区域・地区計画区域 共通）

道路拡幅を行う場合の用地取得単価は、別に定める「市単独事業における用地取得単価」となります。

⑥地区計画区域の場合

地区計画区域は、道路計画が決められていますので、この道路幅幅の設置基準は適応いたしません。計画図等をご確認し、別途ご要望してください。

⑦その他（市街化区域・市街化調整区域・地区計画区域 共通）

道路幅幅工事は、測量、用地買収及び工事実施と予算規模が大きな事業となるため、事業計画を立て複数年度での対応となりますので、ご了承ください。

(2) 路面排水側溝

①施工の条件

【市街化区域・市街化調整区域 共通】

要望される道路に、路面排水を排除するための側溝等の排水施設がない場合となります。

なお、道路に接している水路を側溝等に改良する場合は、後述の『(5)用排水路の暗渠化』となります。

原則として、道路幅員が4m未満の道路については片側とします。

したがって、すでに既設の側溝がある4m未満の道路には、新設の側溝は施工いたしません。

側溝は、路面排水の排除を目的としておりますので、住宅内の雨水排水や生活排水のために施工はいたしませんので、ご了承ください。

【市街化区域】

原則として、要望箇所を含む交差点から交差点の間において、住宅の接する割合が25%以上、若しくは宅地、雑種地、畑等の埋立地の割合が50%以上ある場合において施工いたします。

【市街化調整区域】

原則として、要望箇所を含む交差点から交差点の区間において、宅地（雑種地や畑は含めない）の割合が50%以上ある場合において施工いたします。

②施工箇所（市街化区域・市街化調整区域 共通）

原則として、交差点から交差点の区間を実施いたしますが、土地の利用状況により農地（田）部分は実施しない場合もあります。

③その他（市街化区域・市街化調整区域 共通）

既設の側溝と側溝を横断的に結ぶ場合などは、状況により施工の有無を判断いたします。

施工の条件に適合しない場合においても、状況により集水桝等による簡易な路面排水施設の設置で十分な効果が得られると判断できる場合は、集水桝等の施工を検討します。

土地区画整理施行済地内は、要望に応じて順次整備をいたします。

(3) 舗装

①施工の条件

【市街化区域】

道路認定がされている道路は舗装を施工します。

【市街化調整区域】

道路認定がされており、かつ、自動車が行き可能な舗装幅員として2mが確保できる箇所を対象とします。

ただし、通り抜けができない道路の場合は、前述の条件に適合していても原則として施工はいたしません。この場合、砕石敷均しでの対応は可能です。

②その他

要望される道路が、過去に舗装されていた場合は、修繕対象として扱います。

(4) 法面擁壁

①施工の条件

法面擁壁（柵板を含む）による道路の立ち上げは、原則として施工いたしません。

ただし、交差点等において自動車同士や歩行者のすれ違いを確保する場合など、特段の理由がある場合は、事業効果を十分に考慮し検討します。

②その他

用地買収を伴う法面擁壁（柵板を含む）は施工できません。

道路と並行している水路に防護柵を設置する場合の立ち上げは、現地を確認して検討します。なお、防護柵に関しては、『4 交通安全施設の設置基準（新設）（3）防護柵の設置』をご確認ください。

(5) 用排水路の暗渠化

①施工の条件

用排水路の暗渠化は、原則として施工いたしません。

ただし、交差点等において自動車同士や歩行者のすれ違いを確保する場合など、特段の理由がある場合は、事業効果を十分に考慮し検討します。

②その他

用排水路の暗渠化は、事業費が高くなりやすいため、単年度で実施できない場合があります。

4 交通安全施設の設置基準

(1) 街路灯の設置

①設置の条件

主要な交差点（道路幅員が 6m 以上）や特段の理由がある場合を除き、原則として、LED 型 18w を設置いたします。

設置箇所は、主要交差点、屈曲部、通学路及び横断歩道となります。

設置間隔は 50m 以上となります。要望箇所と既設の街路灯との間隔が 50m ない場合は、原則設置できません。

②その他

街路灯の設置が決定した場合、速やかに街路灯の影響を受ける関係地権者様の承諾書を提出していただきます。

承諾が得られない場合は、設置できません。

なお、原則として夜間中は常時点灯することとなります。農作物に影響を与える場合がありますので、十分に関係地権者様のご理解を得ていただきますようお願いいたします。

(2) カーブミラーの設置

①設置の条件

遮へい物により、死角がある交差点や屈曲部で、通学路等の歩行者の通行が前提となる箇所を優先して設置します。

なお、遮へい物がある場合でも、格子状の柵等で自動車等を目視することが可能な箇所は、原則として設置できません。

カーブミラーの規格はφ600を基本の大きさとしします。

②その他

原則として、道路敷地内に設置をいたしますが、狭い道路などの場合は、通行に支障がでる可能性があるため、民地内に設置させていただくことがあります。

民地内で設置となる場合は、関係地権者様の承諾書が必要となります。

また、道路敷地内の設置の場合でも、住宅の駐車場付近など道路に隣接する地権者様の利用に支障が生じる箇所への設置となる場合があります。この場合も承諾書が必要となります。

なお、承諾が得られない場合は、設置できません。

(3) 防護柵の設置

①設置の条件

防護柵は、道路と水路が並行する危険と認められる箇所で、道路と水路底の高低差が1m以上ある箇所に設置します。

歩道と田面との高低差が1.5m以上ある箇所に設置します。

設置場所は、通学路等の歩行者の通行が前提となる箇所を優先します。

②その他

道路幅員が狭い場合、防護柵を設置することで通行や自動車等の出入り等に支障が生じる可能性があります。

原則として、乗入れ口等を除き、防護柵を設置いたしますので、乗入れ口以外で部分的に設置しない要望に関しては、安全上、承諾できない場合があります。

防護柵の設置が決定した場合は、防護柵の影響を受ける関係地権者様の承諾書を提出していただきます。

なお、承諾が得られない場合は、設置できません。

5 側溝清掃

(1) 実施基準

①市民活動による清掃区分

側溝規格が幅 300mm、深さ 500mm までの場合は、人力での清掃が可能となるため、原則、市民活動による清掃をお願いします。

清掃によって発生した残土等は市で回収いたします。

なお、清掃実施にあたり、事前に日時と残土の箇所がわかる地図を提出していただきますと、効率的に回収することができます。

回収できるのは原則として残土のみとなりますが、残土以外の空き缶等のごみを拾っていただいた場合は、できる範囲で分別していただければ、残土とともに回収いたします。刈っていただいた雑草も同様に回収いたします。

②市による清掃区分

側溝の深さが 500mm を超えると人が入ることが出来ないため、市において清掃します。

ただし、堆積土量が 200mm 以上に限ります。

側溝の幅が 300mm を超える場合は、深さに関わらず、市民活動での清掃が困難なため、市において清掃します。

ただし、堆積土量 200mm 以上に限ります。

③その他

・側溝の蓋が開かない場合、交通量が多い場合、狭小で人の出入りができない場合等立地条件による制約がある場合、側溝の構造等により清掃が困難な場合、頻繁に道路冠水が発生している場合、清掃を行う方がいない場合等の特段の理由がある場合は、①、②の基準によらず市が清掃を行うことがあります。

・道路幅が狭く、交通量が多い市道においては、市により現場状況を勘

案し、清掃活動の安全を考慮して、安全対策（交通整理員の手配等）を行います。

6 問い合わせ先

担 当 : 羽島市建設部土木監理課維持係

電 話 : 058-392-1111（内線：2117）

E-mail : doboku@city.hashima.lg.jp

7 その他

この『要望工事の手引き』及び各要望等に関する書類は、令和3年4月1日より適用する。